



障害者雇用「代行」急増

企業に貸農園提供85ヵ所 就労希望者も紹介

法律で義務付けられた障害者雇用を巡り、企業に貸農園などの働く場を提供し、就労を希望する障害者も紹介して雇用を事実上代行する「ビジネス」が急増していることが、厚生労働省の調査や共同通信の取材で分かった。十数事業者が各地の計85ヵ所で事業を展開。利用企業は全国で約800社、働く障害者は約5千人に上る。

大半の企業の本業は農業と無関係で、障害者を雇ったために農作物の栽培を開始。作物は販売せず、社員に無料で配布するケースが多い。違法ではないが「障害者の法定雇用率を形式上満たすため、本当の意味での雇用や労働とは言えない」との指摘が相次ぎ、国会でも問題視。厚生労働省は3月までに対策を打ち出す方針だ。

多くの企業は障害者を通じて仕事を留意し、法定率に見合った人数を雇うのに苦労している。

代行「ビジネス」は2010年ごろに現れ、事業者、農園数とも年々増加。①事業者が働きたい障害者を指導役を募集し、企業に紹介し企業が障害者への雇用契約を結び、事業者が人材紹介料や農園の利用料などを支払う仕組みだ。農園には複数の企業の障害者が集められ、給与は各企業から支払われる。働くのは知的、精神障害者が多い。

事業者は農作業の指導方法や料金は異なる点もあり、厚生労働省は昨年1月から全国の労働局を通じて実態を調査。農園は昨年11月末現在、首都圏や愛知県、大阪府、九州を中心に85ヵ所ある。京都は1ヵ所

法定率目的、800社利用

大半本業と無関係、国対応へ

滋賀はなかった。利用企業は東京など大都市圏が多く、大手の有名企業も複数。法に基づき一定規模の企業に

「柔らかな」障害者排除だ

日本障害者協議会の藤井克徳代表の話「法律を守らないといけないけれど、障害者を雇うのは面倒だ」といふ企業者の意識が透けて見える。利用企業のモラルの問題がある。働いて生み出した成果物が資金に繋がっておらず、本当の意味での「働く」とは言えないだろう。法定雇用率という量は満たしている。雇用の質は落ちてきている。気付きにくい柔らかな形だが、本質的には障害者の排除だ。企業には障害者の能力が足りない部分を補う工夫や配慮を求めたい。障害者が働いても十分な収入が得られない状況につけ込まれており、福祉事業者の努力や公的所得保障の拡充も必要だ。

雇用の質向上に取り組み

厚生労働省障害者雇用対策課の話「障害者雇用促進法では労働者が能力を發揮、向上できる機会を求めている。こうした「ビジネス」は雇用の質をどう点検し、向上させるべきかを、昨年の臨時国会で成立した改正法では、能力開発の責務を明確にした。全体的に雇用の質向上や企業への支援強化に取り組む」

障害者雇用 障害者雇用促進法は「全ての事業主は社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務がある」と定めている。従業員1人以上の民間企業は現在2.3%、国や自治体は2.6%。法定率を下回ると、対象企業は不足1人につき原則、月5万円を徴収される納付金制度がある。昨年6月現在、企業で働く障害者は61万人を超え、過去最多となったが、半数以上の企業は法定率に届いていない。

「雇用率買うようなもの」「障害年金は生活でいねず」



近年、各地に広がる貸農園での障害者雇用「代行」ビジネス。実施事業者は「障害者の働く場を創出しよう」といって、企業は法定雇用率を達成できるというメリットがある。一方、企業の拠点は離れた農園に障害者が集められ、実際に働いた人からは「1日の大半が休憩時間だった」との証言も。農作業は本業とは関係なく、作物も販売しないという手法には「ビジネス事業者にお金を払い、雇用率を買ったようなもの」と疑問が投げかけられている。

「雇用率を買うようなもの」と疑問が投げかけられている。

「雇用率を買うようなもの」と疑問が投げかけられている。

「雇用率を買うようなもの」と疑問が投げかけられている。

意義薄い「働く場」賛否



エスフルプラスの貸農園で働いたことがある千葉県内の男性

同社は2010年からの事業をスタート。首都圏や愛知、大阪で30ヵ所以上の農園を運営し、昨年10月末時点で利用企業は約500社、働く障害者は約3千人に上る。

農園の多くは広い敷地に「ニールハウス」が並び、利用企業ごとに区画を分けて主に野菜を栽培。農作物は子ども食堂や社員食堂で活用されることもあるが、大半は福利厚生として利用企業の社員に無料で配られたり、障害者が持ち帰ったりする。利用する大手金融グループの担当者は「農作業が特性に合う障害者も

いて、野菜を食べた社員からの感謝の言葉で書いている。一般社員が農園と一緒に作業する研修も実施しており、「心のハリアフリ」に役立っている」と意義を強調。

「社員が定期的に農園を訪れており代行とは雇用率を買っている」という批判は当然だろう。障害者への給与は「農産物ではなく、研修の機会を提供している」といふように説明した。

ただエス社の企業向け資料では「人材発掘から雇用継続アドバンスまで」「買取りサポート」を掲げ、「企業負担100%削減」との言葉も見られた。

「仕事はとにかく楽だった。6年ほど前、エス社の農園で働いたことがあった。千葉県内の50代男性は振り返る。発達障害があり、エス社の募集広告を見て応募。雇用元はエス社に決まらぬが、内部の機械メーカーだった。水やりや収穫などの仕事はすぐに終わってしまふ。大半が休憩時間だったという。自身への月給約1万円

識者 企業のコスト意識指摘

と別に、企業が人材紹介料や農園利用料としてエス社に数百万円以上を支払っていることを後に知り「イメージアップのために雇用率をお金で買っている」とも話した。

一方、知的障害のある40代の親からは「障害年金だけで生活できない。良い話だと思いつつ、言葉もあり、評価は分かれる。エス社に批判への見解を尋ねたが「取材はお断りします」との回答だった。

障害者雇用に詳しい慶応大の中島隆信教授は「本来は企業の本業に貢献する形で雇用が望ましく、あるべき姿とは言えない。いかに正当化が目的であることが明かされた」と指摘。その上で「障害者雇用の質の問題があるケースは代行「ビジネス」に限らない。多様な人が働けるよう配慮することは企業の成長につながる。企業は「障害者雇用」を「コスト」ではなく成長への投資」と意識を変えざるを得ない」と話している。

義務付けられる雇用率が近年、引き上げられてきたことがある。10年前は1・8%だったが現在は2・3%。法定率を満たしていないと、企業は法令順守を問われるほか、官公庁の入札で不利になることもある。

障害者側にとっても福祉目的の作業所で働くが全国平均で月約1万6千円にとどまる一方、企業に雇用されれば十数万円の月給が得られ、金銭面ではメリットがある。

ただ障害者団体からは批判が多く、衆参両院は昨年12月に成立した改正法の付帯決議で代行「ビジネス」を利用しないよう企業の指導などを検討することを政府に求めた。